

正副会長の活動状況

弁理士の業務拡大と組織改革に向けて

日本弁理士会総括副会長 佐藤 辰彦

本年度の正副会長会は、今秋から暮れにかけて知財改革及び司法改革の大きな変革に懸命に対応してきております。特に、弁理士の専門範囲外での業務の広がりを目指すと共に、他方、弁理士を取り巻く環境の変化に対応するべく、信託業法改正への対応、役員制度・組織の改革、地域活動の促進策、特許審査の民間開放反対運動等に向けて努力しております。その主だった点を紹介させていただきますので、今後とも正副会長会の活動にご支援をお願いします。

1. 裁判外の紛争解決手続における弁理士の業務範囲が拡大される

政府の司法制度改革推進本部は裁判外の紛争解決手続に関する法律（ADR 基本法）が成立することに伴う仲裁・調停の代理人の活用に関して、各士業の業務範囲の見直しについて方針を2004年11月10日に決定した。

正副会長会は弁理士政治連盟と共に、知財に関する仲裁・調停への弁理士の活用を拡大するように4つの改革を政府・政党等に働きかけてきた。今般の決定により、各士業の活用について方針が出され、①弁理士に著作権に関する仲裁・調停の代理を認める②弁理士の調停の代理権を明確にする③弁理士が関与する仲裁機関の範囲を拡大する、の3点が認められ、これに伴う弁理士法の改正が行なわれることとなった。正副会長会が提言してきた、残りの不正競争防止法関連の仲裁・調停の代理権制限を解除する点については、平成18年度における弁理士法の見直しの際に再度検討する、ということとなった。

今回の政府方針では、各他士業に認められた

仲裁・調停代理の権限付与の範囲はきわめて限定されたものとなった。弁理士には4つの改革の提言のうち3つの点が認められ、残りの1つが将来の検討課題として取り上げられることが担保された。行政書士・不動産鑑定士には仲裁・調停に関する代理業務は認められず、税理士や社会労務管理士等には一部の業務が認められることとなったが、いずれも付記弁理士の能力担保確認試験のように、能力担保措置を行なうことを条件に認められた。

このような違いがでたのは、弁理士は著作権等の知的財産権について専門的な知見があること、これまでも紛争解決処理に関与し実績があることを、政府をはじめとする日本弁理士会以外の社会が広く認めてくれたお陰である。今後も、弁理士が知的創造サイクルへ一貫関与する地位を獲得できるかは、日常での弁理士の業務における多面的な知財活動にかかっている。

2. 地域における知財活動拡大への弁理士会の対応の道筋をつける

地方自治体が知財で地域産業を振興するため、各県ごとに知的財産活用戦略を策定し実施を進めている。島根・大阪・福岡・北海道・秋田・東京・愛知が今年の春までに戦略の策定を完了し種々の活動を開始する一方、今年度中には福島はじめ11県が知財活用戦略を策定する予定である。特許庁は来年度に地方経済産業局単位で地域知財戦略本部を立ち上げることを決定している。

このような環境の下で弁理士の地域における活躍がより一層に強く望まれており、正副会長会は10月27日の第1回臨時総会で地域活動の拠点と

しての「アクセスポイント」の設置方針と産学官連携の場としての「秋葉原クロスフィールド」の予約契約についての承認を得て、さらに地域における知財による地域振興に力を入れることにした。また、地域における活動の組織としての受け皿を確立するため、秋葉原クロスフィールドの本契約・全国支部化の方向性について12月22日の第2回臨時総会で承認を求めた。同時に、日本弁理士会の組織強化のために、役員制度の改正・国際活動センターおよび知的財産価値評価推進センターの附属機関化の承認を求めた。

3. 信託業法改正に伴う知財活用の拡大が進む

2004年11月26日に信託業法が改正された。これにより知的財産も信託業の対象とすることができるようになり、また金融機関以外の者の信託業への参入が可能となり、知財の活用形態が拡大された。これに伴って知財の信託による知財の活用が期待される一方、特許を受ける権利のような不確定な権利も信託業の対象となっているため、今後、知財に専門的な知見のない民間企業が参入し、委託者の利益を損ねる恐れが生じる可能性がある。

この点を踏まえて正副会長会は金融庁へ信託業法の施行に伴う政令等の整備において、出願前の特許を受ける権利等は制度が整備されるまでは信託会社の業務の対象にするべきではないこと、信託会社が特許庁に手続を行なうときには、弁理士等の専門家を活用することを義務付けるべきである等の趣旨の意見書を提出した。今後、知財を信託対象とする信託会社としてUFJなどが名乗りを上げており、新たな知財ビジネスが広がり、弁理士の知財の流動化についての役割も大きく

なっている。

4. 特許審査の民間開放への動きに反対する

政府の規制緩和・民間開放推進会議は特許の審査を民間に開放すべきであるとの提言を行っており、その方向で答申する動きがある。これに対して日本弁理士会は特許の審査のようなわが国の産業政策に大きな影響を与えるようなものの民間への開放は不適切であるとして強く反対するため、弁理士会のホームページで反対声明を出す一方、正副会長会は関係省庁や各政党の支持を得るべく弁理士政治連盟と共に積極的に働きかけを行なっている。民間開放推進会議の議論は特許制度の役割を十分に理解していないもので、日本知的財産協会も反対しており、多くの民間の支持を得ていない。このまま実現するようなことがあれば大変に日本の将来に由々しき問題となることは明らかである。

5. そしてこれから

これから本年度末にかけて、正副会長会は第1回、第2回の臨時総会をうけて、1月から3月後半に第3回の臨時総会・知財タウンミーティングを予定している。アクセスポイントの具体化・役員制度改革のための会則改正を上程する予定で準備中である。他方、平成18年の弁理士法の見直し対応で、これまで検討してきた試験制度の見直しに加えて、先の弁理士法改正で残された問題点の検討を進める必要がある。知財タウンミーティングは1月に北海道（函館市）、広島県（広島市）、2月に福島県（郡山市）で各地方自治体と連携して、地域の知財に着目したシンポジウムを開催する予定である。